



2026年1月号

## 『改正食品関連法規解説 2025』

### 食品スーパーマーケットと中小受託取引適正化法（取適法）（34）

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

#### <はじめに>

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、新年号では、事業者間の健全な取引を補完する新たな下請代金支払遅延等防止法として令和8年1月1日から施行されます中小受託取引適正化法（取適法）について解説（一部抜粋・省略・加工）します。

#### <施行の背景>

近年、公正取引委員会（公取委）による食品スーパーマーケット等を対象とした独占禁止法関連法規に抵触する警告や注意例がみられます。

今回の中小受託取引適正化法（または取適法）では、特に取引先に対する優越的地位の濫用を問題としており、フードサプライチェーンにおける強い立場を利用して不当に不利益を受け入れさせる行為を禁じています。その上で、公取委は従業員等の派遣の条件を巡って、特に食品スーパーマーケット、百貨店、ドラッグストア等を対象に取り締まりを強めてきました。

そんな中、当該原稿を執筆中（2025.12.25）にも公取委が業界大手の食品スーパーマーケットが従業員等の派遣の条件について、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）の疑いから、調査に入ったことが公表されました。その後、公取委に対して必要な措置の実施に関する\*確約計画の認定を求める申請があり、公取委は、当該確約計画は当該行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、同日、同法第 48 条の 7 第 3 項の規定に基づき、当該確約計画を認定しています。なお、本認定により、公取委が、当該事業者の従業員等の派遣を求める行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではない、としています。このような背景から、最初に食品事業者と独占禁止法について解説します。

\*確約計画（参照:食の安心・安全情報 2024 年 9 月号-景品表示法の一部改正について-）

独占禁止法や景品表示法違反の疑いがある事業者が、自ら違反行為を排除・是正するための具体的な改善計画を策定し、公取委や消費者庁に申請する制度。これが認定されると、事業者は排除措置命令などの行政処分が免除され、違反を認めずに問題解決を図れ、行政側は早期解決と効率的な運用が可能になる。

## <独占禁止法について>

そもそも独占禁止法とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。独占禁止法では、誇大広告や不当な景品による販売行為は「不公正な取引方法」として禁じています。

独占禁止法の特例法として広告や表示の取り締まりと公正な競争を促すために制定されたのが「不当景品類及び不当表示防止法(=景品表示法)」です。

本来、独占禁止法は我が国の自由経済社会において、企業が守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制することが目的です。それにより、「競争政策」として消費者は購入条件（価格、品質等）に合った商品を自由に適正に選択することができ、且つ事業者間の健全な競争が生まれ、結果消費者の利益が確保されることとなります。

**さらに、事業者間の健全な取引を補完する新たな下請代金支払遅延等防止法として中小受託取引適正化法（取適法）が令和 8 年 1 月 1 日から施行されます。**

市場における公正で自由な競争を守るために、公取委はこれらの法律を執行します。

## <独占禁止法の整理>

独占禁止法では、私的独占、不当な取引制限（カルテル等）、不公正な取引方法等の行為を規制しています。

### **(1) 私的独占の禁止**（第3条）

私的独占には「排除型私的独占」と「支配型私的独占」があります。排除型私的独占とは、事業者が単独又は他の事業者と共同して不当な低価格販売などで競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害したりして市場を独占しようとする行為です。支配型私的独占とは、事業者が単独又は他の事業者と共同して、株式取得などにより、他の事業者の事業活動に制約を与え市場を支配しようとする行為です。市場を独占した事業者は競争相手がいないことから、価格や品質の企業努力を怠り、結果、消費者の利益が損なわれます。

このような「私的独占」は禁止です。ただし、正当な競争の結果として、市場を独占するようになった場合は、違法にはなりません。

### **(2) 不当な取引制限＝カルテル等の禁止**（第3条）

複数の事業者が連絡を取り合い、本来、各事業者が商品の価格や生産数量などを各事業者が決めず、事業者が共同で取り決める行為=\*カルテルを結ばれると、競争がなくなり、消費者は価格によって商品を選ぶことができず、高い価格等で設定されたりします。カルテルは、結果、経済を停滞させるため、世界中で厳しく規制されています。

その他、国や地方公共団体などの公共の入札に際し、事前に、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」の行為も対象です。

\*カルテル

複数の企業が競争を回避するために、価格や生産数量などを共同で決める行為で、結果、市場を独占し、会社同士が協力して値段を上げる、という取り決め・ルールのこと。

### **(3) 不公正な取引方法の禁止**(第19条)

「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合です。

## <判断基準は優越的地位の濫用か否か？>

例えば、\*大規模小売業者としての食品スーパーマーケットの取引上、問題となるのは優越的地位の濫用による影響です。つまり、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が取引の相手方（納入業者）に対し、その地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、不公正な取引方法(優越的地位の濫用)として禁止されています。



\*大規模小売業者とは、1)、2) に該当する小売業

- 1) 前事業年度の売上が 100 億円以上の者
- 2) ①東京 23 区および政令指定都市にて、店舗面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の店舗  
②その他市町村にて店舗面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上の店舗  
③特定連鎖化事業を行うフランチャイズチェーン (FC) の本部

©mizuhodezainofisu

具体的には、優越した地位にある事業者が取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に事業遂行上必要としない商品等を購入させること、自己のために金銭等を提供させること、不当な人の派遣依頼などが該当します。

(不当な行為の例)

- ① 「取引を続ける場合は〇〇商品も購入するのが条件です」 → 購入利用強制
- ② 「新規の店舗の応援=手伝いをしてください」 → 人の派遣
- ③ 「売場の改装をするので協賛金・協力費をお願いします」「新店舗開店のための協賛金をお願いします」 → 協賛金の負担要請
- ④ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置く → 協議を適切に行わない 等

## ＜中小受託取引適正化法（取適法）施行＞ 施行日:令和8年1月1日

背景として、近年の急激な原材料費やエネルギーコスト、物流費や人件費等の上昇は事業者等にとり、避けられない状況があります。そんな中、食品事業者等においても賃上げのための原資の確保が必要であり、特に中小企業をはじめとする各事業者がそれぞれ賃上げの原資を確保するために、フードサプライチェーン全体で適切に価格を転嫁させることが急務となってきました。

その為には、不健全な取引として取引の協議に応じないことや一方的な価格の決定行為、また適正な価格の転嫁を避け、受注者にコスト負担を押しつける商慣習を一掃していくことが必要となりました。

特に今回の中小受託取引適正化法（取適法）の施行において、独占禁止法における「**優越的地位の濫用**」の**取り締まりがポイント**であり、商取引を適正化させることで、受託事業者の必要経費の価格転嫁をスムーズに進めるため、改正下請法=取適法の施行となります。

## ＜中小受託取引適正化法（取適法）のキーワード＞

最初に言葉の定義を整理します。これまで使用されてきました「下請」等の用語の見直し（新第2条第8項、第9項関係）があります。その背景として、本法における「下請」という用語は発注者と受注者が対等なイメージではないことから、時代の変化に伴い、「下請」という用語は使われなくなっていることがあります。

そのことから意識変更のための用語の整理として、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改められます。また、当該法律名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(略称:**中小受託取引適正化法(取適法)**)」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改正されました。

## ＜中小受託取引適正化法（取適法）の主な改正要旨＞

### 1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係価格】

→交渉のルール

背景として、原材料、生産、製造、流通、保管等のサプライチェーンのコストが上昇している中、中小受託事業者と委託事業者がきちんと協議することなく委託事業者が中小受託事業者の提示する価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁を拒否するなどの問題が起きていました。そのため、適切な価格転嫁がスムーズに行われる取引環境の整備が必要となりました。

そこで、市場売買価格における対等な価格交渉を確保することから、中小受託事業者から委託事業者へ価格協議の要望があったにもかかわらず、価格協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設しています。

## 2) 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

背景として、支払手段として手形等を用いることで、発注者（委託事業者）が受注者（中小受託事業者）に資金繰りを含む（委託事業者）の経済事情の負担を求める＝協力を半ば強制する商慣習が続いています。

今回の改正では、中小受託事業者の保護のため、対象取引の手形払いを禁止＝手形決済を禁止しました。\*でんさい（電子記録債権）や\*\*ファクタリングも支払期日までに代金に相当する金銭手数料等を含む満額を得ることが困難であるものも認めないこととしました。

\*でんさい:電子記録債権記録機関に記録された債権を譲渡して期日前に現金化する方法

\*\*ファクタリング:ファクタリング業者に債権を譲渡

## 3) 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

→規制対象の追加

背景として、発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外として独占禁止法の物流特殊指定で対応します。立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化しています。

今回の改正では、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加することで、物品の運送の再委託ができるようになります。

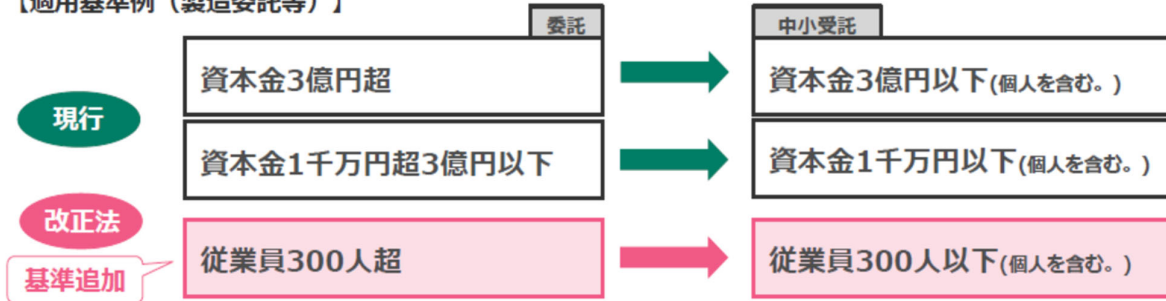
## 4) 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

背景として、実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者、減資

により本法の対象とならないケースがあり、本法の適用を外れるために発注者が受注者の増資を求めるケースがあります。

今回の改正では、適用基準として従業員数の基準を新たに追加しました。具体的な基準は従業員数 300 人（製造委託等）、又は 100 人（役務提供委託等）を基準としています。

【適用基準例（製造委託等）】



以上

参考文献：公取委、中小企業庁、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、中央法規、新版第二版「いのちを守る食品表示」中央法規出版株式会社 出版日:2019.5.15 イラスト：©m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）